

再生可能エネルギー発電事業に係る技術的基準

再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電施設・風力発電施設）の設置事業について、松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第9条第2号に規定する「町長が別に定める技術的基準」は、次に掲げるとおりとする。

（環境）

- (1) 現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法に準じ、安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。
- (2) 施行区域の面積に対する現地形を変更する土地の面積の割合（開発率）は原則として50パーセント以下であること。ただし、国立公園の特別地域にあつては30パーセント以下であること。
- (3) 施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、又は造成する森林面積の割合は原則として20パーセント以上とすること。
- (4) 稜線が施行区域に接し、又は含まれる場合は、稜線から水平距離で20メートル以上を自然地として保存すること。
- (5) 敷地の外縁部には、緑地帯等を確保し、この緑地帯等には中高木樹種を植栽するなど、太陽光発電施設が道路等から直接見えないものとする。
- (6) 次に掲げる区域は造成区域から除外すること。
 - ア 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域
 - イ 国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域の境界から原則として50メートル以内の区域
- (7) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。
 - ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。
 - イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。
 - ウ 施行区域内には野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。
 - エ 建築物その他建築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。
 - オ 施行区域内には現存樹木を移植し活用すること。
- (8) 水資源の確保を図るため、地下水かん養機能の保持に配慮し、併せ県及び町が実施する立入調査、水質調査等に協力すること。

- (9) 建築物の高さは、最低地盤面より 21 メートル以下とすること。
- (10) 国立公園特別地域における建築物の高さは、最低地盤面より 13 メートル以下（分譲地内にあっては 10 メートル以下で、かつ、2 階以下）とすること。
- (11) 発電設備の設置並びに建築物及び工作物の新築等並びに造成行為を行う際には、景観及び眺望の保全並びに周辺環境との調和に特段の配慮をすること。

（施設）

- (12) 水道施設の設置については町と協議をし、維持管理の方法が明確にされていること。
- (13) 水道水源の水質及び水量に影響を及ぼすおそれが懸念される場合は、町と協議の上、水道水源への影響調査を実施すること。
- (14) 対象事業場の設置の申請に際して、対象施設の事業活動に伴う水道水源への影響及びその防止策について作成すること。なお、水源に影響を及ぼすおそれが懸念される場合は、町は当該事業者に対し、関係地域住民等に対する説明会等を要請することができるものとし、当該事業者が説明会を行ったときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。
- (15) 排水計画については、自然水と生活污水とに区分し、排水系統を明確にすること。
- (16) 太陽光パネル及び緊急用通路等の配置は災害時等に対応できるよう配慮すること。
- (17) 都市計画法第 33 条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第 9 条の規定による技術的基準に準じたものであること。

（防災）

- (18) 排水路は、原則として開渠であること。ただし、公図上の青線部分又は河状を成している土地を暗渠とする場合は、流木等の防除作業が容易となる断面とし、最少径は 1,000 ミリメートルとすること。また、支線にあっても、排水管の最小径は 250 ミリメートル以上とし、屈曲点及び各排水の合流点にマンホールを設置すること。
- (19) 排水路を暗渠とする場合は、当該流域が 10 ヘクタール以下で、かつ、施行区域外の流域を含まないこと。
- (20) 河川、水路の流下能力は、松崎町土地利用事業等に関する指導要綱の「別記 1」の計算値以上であるものとし、流下能力が不足する場合は、その河川の全川、又は不足部分を改修するものであること。ただし、公共事業による改修計画の決定している河川については、その計画に準ずること。
- (21) 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設構造令（昭和 51 年政令第 199 号）に基づいていること。
- (22) 流下能力が不足する河川であって、その河川の改修又は新設ができない場合は、「別記 1」による調整池を設置すること。なお下流河川で 1 年超過確立降雨量に対し、現況で流下能力が不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。

- (23) 現況が湛水地域である土地について、土地利用事業を施行しようとする場合には、当該事業により施行区域周辺及び下流の土地又は河川に対し支障のないよう排水計画が立てられていること。
- (24) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。
- ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は、松崎町土地利用事業等に関する指導要綱の「別記2」によるものであること。
- イ 地形地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、「別記2」による沈砂池を設置するものであること。
- (25) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とし、法長が20メートル以上となる場合は、法長の3分の1以上を擁壁又は法枠等の永久構造物により被覆すること。
- (26) 残土又は不足土が生ずる場合には、防災及び自然環境の保全について、十分配慮した措置方法を明示すること。
- (27) 施行区域の周囲を柵等で囲み、関係者以外が立ち入らないよう安全対策を講ずること。
- (28) 見やすい箇所に発電施設である旨、関係者以外の者をみだりに出入りさせない旨及び災害時等の緊急連絡先を示した標識を設けることと。
- (29) 災害の発生を防止し、又は発生した被害の拡大防止のため災害対応計画等を作成し関係者に周知すること。
- (30) パワーコンディショナー等の電気設備については、水が浸入又は浸透するおそれのない位置に設け、付近に消火器を設置すること。
- (31) 設置する施設の構造は、建築基準法による構造基準に準じたものであること。

(道 路)

- (32) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「認定道路」という。）から進入する場合は、交差点の間隔は、交通処理に支障のない距離を確保すること。
- (33) 施行区域内の汚水、雨水又は土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう措置すること。
- (34) 幹線道路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。なお、構造は、原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合すること。
- (35) 幹線道路が日交通量2,000台以上の認定道路に接続する場合は、認定道路に右折車線を設置し、必要がある場合においては、信号機を取り付けるものとする。
- (36) 施行区域内の道路は、幹線と支線に区分し、構造は、原則として道路構造令に適合すること。
- (37) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。

- (38) 施行区域内の幹線道路は、舗装すること。その他の園路は、ぬかるみとならない構造とすること。
- (39) 施行区域内への車両の出入り口に当たり河川を横断する場合は、原則として橋梁とすること。
- (40) 進入路には、使用される道路及びその他の施設を破損したり、汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。

(その他)

- (41) 施行区域内に国有地が介在している場合は、工事の竣工までに国有財産の処理手続きを完了すること。
- (42) 公共物として機能を消失していない道路（公図上の赤線）を造成により改廃する場合は、付替道路を設置すること。
- (43) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が盲地になるときは、当該道路は廃止しない。
- (44) 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 表流水については、水利権申請書（写）又はこれに準ずるもの及び既得水利権者の同意書（写）。
 - イ 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。
 - ウ その他の用水については、供給者の承諾書。ただし、上水道は除く。
- (45) 河川又は沿海が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として当該利害関係者の同意等が得られていること。
- (46) 火災防備のため消火栓、防火水槽等の消防水利を確保するとともに、隣接地との間は防火樹の植栽又は防火帯を設けるほか、開発区域に火災予防のための看板の設置、空地の枯れ草の除去等に努めること。また、中高層建築物にあつては、梯子車の進入路、部署位置を確保するとともに、バルコニー等を設け消防活動、避難活動の利便を図ること。なお、詳細については下田地区消防組合指導基準によるものとする。
- (47) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。
- (48) 建設工事中及び事業開始後、周辺地域に騒音、振動、その他の公害について十分な対策がなされていること。
- (49) 利害関係者に事業について説明会等を行い、利害関係者の理解を得るよう努めること。
- (50) 国・県又は町に移管する施設以外の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないように措置すること。

- (51) 施行区域内に農地が含まれる場合には、その農地部分については、原則として土地の造成（その処分を含む）のみを目的とするものではないこと。
- (52) 事業計画の策定にあたり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合には、松崎町教育委員会とその取扱いについて協議すること。
- (53) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、松崎町教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。
- (54) 事業終了後の施設の撤去に関する計画が定められており、かつ当該施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- (55) 敷地造成の土工は、周辺環境に与える影響を考慮して必要最小限とすること。
- (56) 当該地が土石の採取、捨土を伴う土地の区画形質の変更については、静岡県土採取等規制条例及び土の採取等に関する技術基準に適合するものであること。
- (57) 産業廃棄物による埋立を当該地として利用する場合は、松崎町産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱（平成3年松崎町要綱第3号）による。